

定款附属書役員選任規程

(選任期日)

第1条 役員任期の満了による選任は、役員任期が終わる日の通常総会において行う。

- 2 第10条の規定による再選任又は第11条の規定による補欠選任は、これを行うべき事由が生じた日から30日以内にこれを行う。

(選任の方法)

第2条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 定款第39条第2項後段の規定は、前項の規定による役員選任については、これを適用しない。

(通知)

第3条 役員選任に係る総会の召集通知には、各候補者の氏名、生年月日、略歴及び所信その他農林水産省令で定める事項を記載し、又はこれらの事項を記載した書類を交付しなければならない。

(選任議案)

第4条 役員選任に関する議案は、組合長がこれを総会に提出する。

- 2 組合長は、役員選任に関する議案を総会に提出するには、推薦会議において推薦された者を候補者として議案を作成してしなければならない。
- 3 前項の推薦会議は、別表に掲げる区域ごとに、その区域に属する正組合員を代表する者として選ばれた同表に掲げる人数の正組合員をもって構成する。
- 4 推薦会議が役員候補者を決定するには、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。

(候補者の承諾)

第5条 推薦会議は、前条第2項の規定により役員候補者を推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(投票)

第6条 第2条第1項の決議は、無記名投票で表決をとる。

- 2 前項の投票は、所定の投票用紙に賛否を表示し、議長の指示した時間内にこれを投票箱に投入して行わなければならない。
- 3 正組合員は、投票しようとするときは、組合員名簿の記載又は記録その他により、その資格を明らかにしなければならない。
- 4 前項の規定は、定款第45条の規定により代理人をもって議決権を行う場合に準用する。この場合において、同項中「正組合員」とあるのは「正組合員の代理人」と、「その資格」とあるのは「当該代理に係る正組合員の資格」と読み替えるものとする。

(書面による議決権の行使)

第7条 正組合員は、役員選任について書面をもって議決権を行うときは、第6条第2項の規定にかかわらず、定款第45条第2項の規定により役員選任に関する議案について、議決権行使書面に賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総会の日時の直前の業務時間の終了時（理事会が別に定めたときはその日時）までにこの組合に提出し

なければならない。

(開票)

第8条 議長は、投票が終わったときは、あらかじめ総会において選任した立会人3人以上立会いの上、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 役員候補者となっている者は、前項の立会人となることができない。

(無効投票)

第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 賛否の確認し難いもの

(再選任)

第10条 役員に選任された者(以下「被選任者」という。)が、定款第26条各号のいずれかに該当することとなったこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は農業協同組合法(以下「法」という。)第96条の規定による決議の取消しの結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第11条 役員の全部又は一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

附 則

この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。

附 則 (平成14年8月16日 徳島県指令農林第8535号)

この規程は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。

附 則 (平成17年6月28日 徳島県指令検第283号)

この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。

附 則 (令和3年7月27日 徳島県指令農林第3111号)

この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。

別 表
区 分

| | |
|---------|-------|
| 石 井 地 区 | 4 名 |
| 浦 庄 地 区 | 3 名 |
| 高 原 地 区 | 3 名 |
| 藍 畑 地 区 | 3 名 |
| 高川原 地 区 | 3 名 |
| <hr/> | |
| | 1 6 名 |